平成 18 年 (行ウ) 第 467 号、平成 19 年 (行ウ) 第 224 号、平成 20 年 (行ウ) 第 108 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原田 学 ほか

被 告 東京都、国

参加人 世田谷区

# 証拠申出書(1)

平成24年6月19日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉 藤 驍 外

頭書事件につき、下記のとおり証拠の申出を致します。

記

## 第1 証人尋問の申出

1 (1) 証人の表示

住所 東京都八王子市高倉町 49-3 財団法人東京都新都市建設公社 理事長

氏名 只腰憲久

(呼出し・主尋問 120 分)

(2) 立証事項

平成15年の都市計画変更決定における補助54号線の構造が違法であること、同決定の都市計画決定手続が違法であること

(3) 証人尋問の必要性

ア 本件訴訟の補助 54 号線の事業認可の違法性に関しては、大きく分けて、 事業認可そのものに関する違法性と都市計画(変更)決定に関する違法性 とがある。

- イ このうち、補助 54 号線の都市計画(変更)決定は、被告国及び被告東京都が行ったものであるが、都市計画決定の内容及び当該決定を行ったプロセス並びに都市計画決定の手続きに関する具体的事実が明らかになったとはいい難い。
- ウ 原告らは、補助 54 号線の平成 15 年の都市計画変更決定の内容及び当該 決定を行ったプロセス並びに都市計画決定の手続きに関し、以下の主張を している。
  - ① 昭和 41 年の嵩上げ式への変更により側道も含めて 26mとなった最大幅員を、平成 15 年の地表式への変更により側道が不要になったにもかかわらず、見直さなかったこと
  - ② 昭和 41 年の嵩上げ式への変更の際に、小田急線及び茶沢通りとの立体交差のために設置した直径 40mのサークル部を、平成 15 年の地表式への変更によりサークル部が不要になったにもかかわらず、見直さなかったこと
  - ③ ①②の際に、基礎調査の結果が反映されていないこと、事業費の比較 を含めた比較検討を行っていないこと
  - ④ 公告・縦覧等の都市計画決定手続において、都市計画の変更内容と理 由が示されていないこと
- エ これに対し、被告東京都は、上記①~③に関し、一般論として、広幅員の歩道、延焼遮断帯の必要性、緑の軸の形成等について主張する。しかし、東京都の主張及び提出証拠によっても、なぜ、補助 54 号線の第 1 期工区の 250 メートルの区間及び第 2 期工区の一部の区間にだけ、26 メートルもの広幅員の道路及びサークル部が必要なのかについて、その検討の結果及びプロセスが具体的事実として明らかになったとはいえない。また、被告東京都は、上記④については、反論の主張自体を行っていない。

オ このように、本件では、被告東京都自身による平成 15 年の都市計画変更 決定の内容及び同決定を行ったプロセス並びに都市計画決定の手続きに 関する具体的事実が明らかになっていないのである。

かかる状態では、事実認定そのものが困難であり、被告東京都において 適法性の具体的主張がないことを理由に都市計画決定を違法と認定する 場合はともかく、具体的な事実認定を基に都市計画決定の適法・違法の判 断を行うことは不可能であるといわざるを得ない。

カ したがって、本件における補助 54 号線に関する争点のうち、補助 54 号線の構造及び都市計画決定手続に関しては、具体的な事実を確定するため、 平成 15 年の都市計画変更決定当時の被告東京都の都市整備局都市基盤部長である只腰憲久氏の証人尋問が不可欠である。

## (4) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

#### 2 (1) 証人の表示

住所 東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館 4 階 公益財団法人東京市町村自治調査会 常務理事

氏名 石井恒利

(呼出し・主尋問 120 分)

#### (2) 立証事項

補助 54 号線の事業認可は、事業化の必要性の欠如、都市計画との適合性の欠如、工期区分の裁量違反等により、違法であること

#### (3) 証人尋問の必要性

ア 前述のとおり、本件訴訟の補助 54 号線の事業認可の違法性に関しては、 大きく分けて、事業認可そのものに関する違法性と都市計画決定に関する 違法性とがある。

- イ このうち、補助 54 号線の事業認可については、参加人世田谷区が事業認可申請をし、被告東京都が事業認可を行ったものであるが、下北沢地区の補助 54 号線の事業化の必要性、工期区分の仕方、工区の順序等に関し、具体的事実が明らかになったとはいい難い。
- ウ 原告らは、下北沢地区の補助 54 号線の事業化の必要性、工期区分の仕方、 工区の順序等に関し、以下の主張をしている。
  - ① 他の幹線道路と接続しない第1期工区は同工区だけで事業効果が見込めず、行き止まりの道路となってしまうのであるから事業単位として不適切であり、都市計画との適合性を欠くこと
  - ②「小田急線(下北沢駅付近)の街づくりに関する意見交換会資料(概要版)」(丙12)では、茶沢通り及び鎌倉通りに流入している通過交通を排除するためには外郭道路(環状7号線、井の頭通り、補助26号線、補助52号線)のネットワークの形成が必要であるとされており、下北沢地区の補助54号線を事業化する場合には、工区を2つに分け、いずれの工区も上記外郭道路に接続するようにされていたにもかかわらず、事業認可においては、工区を3つに分けて細切れにし、上記外郭道路に接続しない第1期工区から事業化すること
  - ③ 参加人世田谷区は、平成 12 年 6 月の世田谷区都市整備方針において 補助 54 号線の環七以西の事業化を要望し、平成 13 年 3 月の世田谷区都 市整備方針では下北沢周辺地域を「拠点周辺歩行者ゾーン」としており、 また、下北沢地区の補助 54 号線は、平成 16 年 3 月の第三次事業化計画 の選定要件を欠くにもかかわらず、下北沢地区の補助 54 号線を事業認可 したこと
- エ これに対し、被告東京都は、上記①に関し、事業単位の適切性、都市計画への適合性について、抽象的に違法ではないと主張するが、被告東京都が提出した「将来自動車交通」(丙27)によれば、第1期工区を事業化す

ることにより、周辺細街路の通過交通が増大するというのであり、事業単位の適切性、都市計画への適合性を判断する上での具体的事実が明らかになったとはいえない。

また、被告東京都は、上記②に関しては、具体的な主張をしておらず、 さらに、上記③に関しては、事業化計画における選定は事業認可の法定要 件ではないと主張するだけである。

オ このように、本件では、下北沢地区の補助 54 号線の事業化の必要性、 工期区分の仕方、工区の順序等に関する具体的事実が明らかになっていな いのである。

かかる状態では、事実認定そのものが困難であり、被告東京都において 適法性の具体的主張がないことを理由に都市計画決定を違法と認定する 場合はともかく、具体的な事実認定を基に都市計画決定の適法・違法の判 断を行うことは不可能であるといわざるを得ない。

カ したがって、本件における補助 54 号線に関する争点のうち、下北沢地区の補助 54 号線の事業化の必要性、工期区分の仕方、工区の順序等に関しては、具体的な事実を確定するため、平成 18 年の補助 54 号線の事業認可時の被告東京都の都市整備局都市基盤部長である石井恒利氏の証人尋問が不可欠である。

#### (4) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

#### 3 (1) 証人の表示

住所 世田谷区北沢 2-8-18 北沢タウンホール 7 階 財団法人世田谷トラストまちづくり 理事長

#### 氏名 佐藤洋

(呼出し・主尋問 120 分)

## (2) 立証事項

平成 15 年の都市計画決定における区画街路 10 号線の構造が違法である こと、同決定の都市計画決定手続が違法であること

## (3) 証人尋問の必要性

- ア 本件訴訟の区画街路 10 号線の事業認可の違法性に関しては、大きく分けて、事業認可そのものに関する違法性と都市計画決定に関する違法性とがある。
- イ このうち、区画街路 10 号線の都市計画決定は、参加人世田谷区が行った ものであるが、都市計画決定の内容及び当該決定を行ったプロセス並びに 都市計画決定の手続きに関する具体的事実が明らかになったとはいい難 い。
- ウ 原告らは、区画街路 10 号線の都市計画変更決定の内容及び当該決定を 行ったプロセス並びに都市計画決定の手続きに関し、以下の主張をしてい る。
  - ① 区画街路 10 号線の交通広場の面積を 5300 ㎡としたのは、参加人世田 谷区が行ったアンケート調査(平成 12 年)の結果、参加人世田谷区による駅前広場構想案作成調査報告書(丁8)における昭和 48 年式による広場面積の最大規模が 1663 ㎡であったこと等と乖離していること
  - ② 外縁部の区道を区画街路 10 号線の交通広場に含めたことは、建築基準法に違反するだけでなく、交通広場に必要のない現況の区道を計画に含め、地区計画による規制緩和を目的とした他事考慮であること
  - ③ 都市計画決定に住民意見が反映されておらず、反対に、区職員である 安水氏が虚偽の発言をすることにより下北沢街づくり懇談会の意見を誤 導したこと
- エ これに対し、参加人世田谷区は、上記①に関し、本件訴訟の当初は、昭 和 48 年式に基づいて、5,300 ㎡という面積を決定した旨主張していたが、

原告らから、昭和 48 年式で算出された必要面積は、設定施設数が最も多い場合でも 1663 ㎡であること(丁 8)を指摘されると、その主張を変え、昭和 28 年式による算定面積の値を持ち出し、さらに、昭和 28 年式による算定と昭和 48 年式による算定を併せて行い、昭和 28 年式により算定された面積又は昭和 48 年式による算定値のうち、大きい方の値を基に 5,300㎡という面積を決定した旨主張するに至った。さらに、参加人世田谷区は、昭和 63 年のパーソントリップ調査の結果を基に設定した 60,000 人という乗降人員を昭和 28 年式の算定式にあてはめて、5,300㎡という面積を算出したと主張したが、平成 10 年のパーソントリップ調査の結果が明らかになっていたにも関わらず、これを採用せず、昭和 63 年のパーソントリップ調査の結果を用いた経緯・理由は明らかになっていない。

また、参加人世田谷区は、上記②に関し、建築基準法違反を争い、外縁部の区道を交通広場に含めたのは、ロータリー部分と一体に整備することにより、景観形成、環境空間の創出に寄与させるためである等の抽象的な主張をするだけであり、既に存在し、構造的にも異なる外縁部の区道をなぜ交通広場に含める必要があったのかはまったく明らかとなっていない。

さらに、参加人世田谷区は、上記③に関し、区画街路 10 号線計画に住民の意見が反映されていないとはいえないとして、アンケートの結果及び下北沢街づくり懇談会の意見に関し主張をしているが、住民のいかなる意見に基づいて都市計画が決定されたのかについては具体的に明らかになっておらず、また、安水氏の発言は、同人の認識を述べているに過ぎないとして、同氏の発言の趣旨を争っている。

オ このように、本件では、区画街路 10 号線の交通広場の決定の根拠、外 縁部の区道を区画街路 10 号線の交通広場に含めた理由、参加人世田谷区 が基礎とした住民意見の内容及び担当職員の発言趣旨等、区画街路 10 号 線の都市計画決定の内容及び当該決定を行ったプロセス並びに都市計画 決定の手続きに関する具体的事実が明らかになっていないのである。

かかる状態では、事実認定そのものが困難であり、参加人世田谷区において適法性の具体的主張がないことを理由に都市計画決定を違法と認定する場合はともかく、具体的な事実認定を基に都市計画決定の適法・違法の判断を行うことは不可能であるといわざるを得ない。

カ したがって、本件における区画街路 10 号線に関する争点のうち、都市計画決定の内容及び当該決定を行ったプロセス並びに都市計画決定の手続きに関しては、具体的な事実を確定するため、平成 15 年の区画街路 10 号線の都市計画決定時の参加人世田谷区の都市整備部長である佐藤洋氏の証人尋問が不可欠である。

### (4) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

#### 4 (1) 証人の表示

住所 東京都世田谷区玉堤 1-5-1 多摩川緑地広場管理公社 理事長

氏名 安水實好

(呼出し・主尋問 120 分)

#### (2) 立証事項

平成 15 年の都市計画決定における区画街路 10 号線の構造が違法であること、同決定の都市計画決定手続が違法であること

#### (3) 証人尋問の必要性

- ア 前述のとおり、原告らは、区画街路 10 号線の都市計画変更決定の内容及 び当該決定を行ったプロセス並びに都市計画決定の手続きに関し、以下の 主張をしている。
  - ① 区画街路 10 号線の交通広場の面積を 5300 ㎡としたのは、参加人世田

谷区が行ったアンケート調査(平成12年)の結果、参加人世田谷区による駅前広場構想案作成調査報告書(丁8)における昭和48年式による広場面積の最大規模が1663㎡であったこと等と乖離していること

- ② 外縁部の区道を区画街路 10 号線の交通広場に含めたことは、建築基準法に違反するだけでなく、交通広場に必要のない現況の区道を計画に含め、地区計画による規制緩和を目的とした他事考慮であること
- ③ 都市計画決定に住民意見が反映されておらず、反対に、区職員である 安水氏が虚偽の発言をすることにより下北沢街づくり懇談会の意見を誤 導したこと
- イ これに対し、参加人世田谷区は、前述の主張を行っているが、区画街路 10 号線の交通広場の決定の根拠、外縁部の区道を区画街路 10 号線の交通 広場に含めた理由、参加人世田谷区が基礎とした住民意見の内容及び担当 職員の発言趣旨等、区画街路 10 号線の都市計画決定の内容及び当該決定 を行ったプロセス並びに都市計画決定の手続きに関する具体的事実が明らかになっていない。
- ウ 安水實好氏は、下北沢街づくり懇談会に継続的に出席し、同懇談会において実際に発言を行った人物であるから、同懇談会での発言の趣旨だけでなく、区画街路 10 号線の都市計画案の策定経緯を熟知する人物である。
- エ したがって、本件における区画街路 10 号線に関する争点のうち、都市計画決定の内容及び当該決定を行ったプロセス並びに都市計画決定の手続きに関する具体的な事実を確定するため、安水實好氏の証人尋問が不可欠である。
- (4) 尋問事項 別紙尋問事項記載のとおり

#### 5 (1) 証人の表示

住所 東京都江東区豊洲3丁目3番3号 豊洲センタービル8F 財団法人民間都市開発推進機構 常務理事

氏名 竹内直文

(呼出し・主尋問 120 分)

(2) 立証事項

都市高速鉄道9号線の都市計画は、計画の内容(構造、事業地)、手続き において違法であること

- (3) 証人尋問の必要性
- ア 本件訴訟の都市高速鉄道9号線の事業認可の違法性に関しては、大きく 分けて、事業認可そのものに関する違法性と都市計画(変更)決定に関す る違法性とがある。
- イ このうち、都市高速鉄道9号線の都市計画(変更)決定は、被告国及び 被告東京都が行ったものであるが、都市計画決定の内容及び当該決定を行 ったプロセスに関する具体的事実が明らかになったとはいい難い。
- ウ 原告らは、都市高速鉄道 9 号線の都市計画変更決定の内容及び当該決定 を行ったプロセスに関し、以下の主張をしている。
  - ① 都市高速鉄道 9 号線の昭和 39 年都市計画決定は、小田急線に沿って 都市高速鉄道 9 号線のルートを決めただけであり、複々線化を決定して いないにもかかわらず、その後の変更において、都市計画変更手続を経 ないで、構造、複々線化について決定したことは違法であること
  - ② 平成 15 年の都市計画変更決定においては、都市高速鉄道 9 号線の計画区域のうち、既設線部分以外の計画区域については、適法な都市計画 決定がないにもかかわらず都市計画の区域に含まれていること
  - ③ 平成5年の都市計画変更の際には、下北沢区域が地表式という架空の計画を前提としていたために、下北沢区間を地下化した場合でも過大な事業地が必要になったこと

エ これに対し、被告国は、上記①②に関し、計画書及び東京都市高速鉄道網図(乙5の1、2)を証拠として挙げて、昭和39年の都市計画決定において複々線化が決定されたかのような主張をするが、上記証拠からは、都市高速鉄道9号線のルートを小田急線に張りつけたこと以上のことを読み取ることができない。

また、被告国は、同じく被告国によって行われた昭和 41 年の補助 54 号線の都市計画変更決定が、昭和 39 年の都市高速鉄道 9 号線の都市計画決定において複々線化を決定したとの事実と完全に矛盾することについて、両計画が重複する(矛盾する)部分は全体の一部分であるに過ぎないとして、違法状態を追認するかのような主張をするだけである。

さらに、被告国は、被告東京都が平成元年に作成した連続立体交差事業調査報告書(乙6)における都市高速鉄道9号線と補助54号線との交差に関する調査の結果が、昭和39年の都市高速鉄道9号線の都市計画決定において複々線化を決定したとの事実と相容れないことに関しても、計画図の精度・目的が異なっていると主張するものの、精度の差によって、図面上、両計画が矛盾するように見えるだけであるのか、あるいは計画そのものに矛盾があるのかどうかという単純な事実についてさえ明らかにしていない。

また、被告国は、上記③に関し、連続立体交差化という用語は、建運協 定特有のものであるとはいえないと主張し、昭和 39 年 8 月の建設省・日 本国有鉄道の間で締結された覚書を持ち出すが、いずれの定義においても、 連続立体交差化には地表式は含まれていない。そして、そうであるにもか かわらず、なぜ平成 5 年の時点で下北沢地域を地表式としていたかについ ては何ら具体的な主張がない。

オ このように、本件では、都市高速鉄道9号線の都市計画決定の内容及び 当該決定を行ったプロセスに関する具体的事実が明らかになっていない のである。

かかる状態では、事実認定そのものが困難であり、被告国において適法性の具体的主張がないことを理由に都市計画決定を違法と認定する場合はともかく、具体的な事実認定を基に都市計画決定の適法・違法の判断を行うことは不可能であるといわざるを得ない。

カ したがって、本件における都市高速鉄道9号線に関する争点のうち、都 市計画決定の内容及び当該決定を行ったプロセスに関しては、具体的な事 実を確定するため、平成15年の都市計画変更決定時の国土交通省都市・ 地域整備局街路課長である竹内直文氏の証人尋問が不可欠である。

## (4) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

## 第2 立証計画

上記の証人尋問に加え、原告らは、以下のとおり、本件において証人尋問・ 本人尋問を申請する予定である。

## 1 官僚、学者専門家等

- (1) 「昭和39年決定を『起点?』とする」とされる連続立体交差事業に係る都市計画決定、同事業認可の連続する重大な違法性について
- (2) 補助 54 号線道路の必要性について 道路論、緑地論等を含めて
- (3) 補助 54 号線、区画街路 10 号線の建設及びこれに伴う下北沢の再開発が周辺住民の生活環境に及ぼす著しい負の影響について
- (4) 下北沢の文化的価値、都市論について
- (5) その他

#### 2 原告ら

(1) 補助 54 号線、区画街路 10 号線の建設及びこれに伴う下北沢の再開発が原告らの権利、生活環境に及ぼす具体的な被害について

- (2) 下北沢の街の成り立ち、街並み及び文化的特徴及び連続立体交差事業、補助 54 号線、区画街路 10 号線の建設及びこれに伴う再開発が及ぼす具体的影響について
- (3) その他

以上

証人 只腰憲久

- 1 証人の経歴について
- 2 補助 54 号線の昭和 41 年の都市計画変更の内容について
- 3 補助54号線の平成15年の都市計画変更にあたって考慮した事項について
- 4 補助 54 号線の平成 15 年の都市計画変更にあたって前提とした基礎調査の結果 について
- 5 補助 54 号線の平成 15 年の都市計画変更にあたって、道路の幅員を見直さなかった具体的理由について
- 6 補助 54 号線の平成 15 年の都市計画変更にあたって、サークル部を見直さなかった具体的理由について
- 7 補助 54 号線の平成 15 年の都市計画変更にあたって、他の計画案との比較検討 を行ったか否かについて
- 8 都市計画決定手続における住民への計画周知の手続きについて
- 9 その他、本件に関する一切の事情・経緯

証人 石井恒利

- 1 証人の経歴について
- 2 補助54号線の事業化の経緯・順序について
- 3 平成12年から平成15年頃における下北沢地区の補助54号線の事業化の必要性 について
- 4 平成13年における世田谷区の都市整備方針について
- 5 「小田急線(下北沢駅付近)の街づくりに関する意見交換会資料(概要版)」(丙 12) における補助 54 号線の事業化に関する考え方について
- 6 都市計画道路を事業認可するにあたって検討する事項について
- 7 下北沢地区の補助54号線の工区が第1期ないし3期に分かれている具体的理由 について
- 8 下北沢地区の補助 54 号線の工期区分による事業効果、自動車交通の変化について
- 9 その他、本件に関する一切の事情・経緯

証人 佐藤洋

- 1 証人の経歴について
- 2 区画街路 10 号線を計画するにあたって基礎とした住民の意見について
- 3 区画街路 10 号線を計画するにあたって前提とした基礎調査の結果について
- 4 平成 12 年の連続立体交差事業報告書(甲 70)と駅前広場構想案作成調査報告書(丁 8)の関係について
- 5 交通広場の面積を算定する方法と具体的な算定結果について
- 6 当初の計画案では交通広場に含まれていなかった外縁部の区道が区画街路 10 号線に含まれた経緯・理由について
- 7 区画街路 10 号線の交通広場と外縁部の区道との構造的な関係及び機能について
- 8 区画街路 10 号線の計画策定過程における下北沢街づくり懇談会への世田谷区 の関与及び同会での発言内容について
- 9 その他、本件に関する一切の事情・経緯

証人 安水實好

- 1 証人の経歴について
- 2 証人が下北沢街づくり懇談会に参加した経緯・理由について
- 3 証人が下北沢街づくり懇談会において行った発言の内容及び趣旨について
- 4 証人が下北沢街づくり懇談会において「補助金を得るためには5300 ㎡が必要」、「東京都及び国から指導がなされている」旨の発言するに際し、基礎とした情報 について
- 5 世田谷区が平成12年に行った住民アンケートの内容及び結果について
- 6 世田谷区の都市整備方針、下北沢街づくりグランドデザインの内容と区画街路 10 号線計画の関係について
- 7 区画街路 10 号線の計画案の策定における計画案の内容の変遷について
- 8 下北沢駅周辺地区街づくり調査報告書(丁6)、駅前広場構想案作成調査報告書(丁8)の作成経緯及び内容について
- 9 その他、本件に関する一切の事情・経緯

## (別紙)

## 尋問事項

証人 竹内直文

- 1 証人の経歴について
- 2 連続立体交差事業の制度の枠組みが出来上がった経緯について
- 3 都市高速鉄道 9 号線の昭和 39 年の都市計画決定の内容について
- 4 昭和 41 年の補助 54 号線の都市計画変更と都市高速鉄道 9 号線の都市計画との 関係について
- 5 昭和 45 年の都市高速鉄道 9 号線の代々木上原地区の事業認可の内容について
- 6 昭和39年決定以降の都市高速鉄道9号線の計画変更の内容について
- 7 小田急線の複々線化計画と都市高速鉄道9号線の計画の関係について
- 8 小田急線の地下化のための工法及び事業費について
- 9 その他、本件に関する一切の事情・経緯